

## 「ぐるり富士山サイクルネット研究会」設置規程

### (名称)

第1条 本会は、ぐるり富士山風景街道規約第7条に基づく組織であり、「ぐるり富士山サイクルネット研究会」(以下、「サイクルネット」という。)と称する。

### (目的)

第2条 ぐるり富士山風景街道アクションネットワーク規約第3条に規定する活動として、ぐるり富士山を巡る道を活かし、楽しく、快適に、安全にサイクリングできる利用環境の整備を推進していくことを目的とする。

### (活動)

第3条 サイクルネットは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 ぐるり富士山を巡るサイクルルートの調査・設定・管理・活用法の研究及びサイクリングによる新ビジネス創出などに関する研究及び勉強会等の開催
- 二 ぐるり富士山を巡るサイクルルートの情報発信・PR活動
- 三 より、楽しく、快適に、安全にサイクリングできる利用環境の整備、向上、創出に関する調査研究活動
- 四 ぐるり富士山風景街道のエリアで行うサイクルイベント等の支援
- 五 その他サイクルネットの目的を達成するために必要な活動

### (組織)

第4条 サイクルネットは、ぐるり富士山風景街道アクションネットワークの中で第2条の目的に賛同する団体及びぐるり富士山風景街道行政連絡会により組織する。

2 構成員は、サイクルネットの活動で知り得た情報並びに他構成員の秘密を第三者に漏洩してはならない。

### (役員)

第5条 サイクルネットに座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、構成員の中から互選により定める。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

### (役員職務)

第6条 座長は、サイクルネットを代表し、会務を総括する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営、進行及び会議)

第7条 サイクルネットの運営、進行は座長がこれにあたることとし、会議の招集は座長が行う。

2 会議の議長は、座長があたり、会議出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長が決する。

第8条 サイクルネットの事務局は、ぐるり富士山風景街道アクションネットワーク事務局が務める。

### (その他)

第9条 本設置規程に規定されていない事項については、会議に諮り決定する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 本規程は、平成28年6月30日から施行する。

(別表)

【ぐるり富士山サイクルネット研究会 参加団体一覧】

静岡県側	
山梨県側	
ぐるり富士山風景街道行政連絡会	